

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 1 月 21 日 (金) 第 279 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	告 示	
○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (※)		(会計課取扱い) 1
○林業種苗法に基づく指定採取源の指定		(森林経営課取扱い) 2
○保安林の指定予定		(森づくり推進課取扱い) 3
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定		(水産振興課取扱い) 3
○収去飼料の試験結果の公表		(畜産課取扱い) 4
○県営土地改良事業の換地計画の決定		(農地整備課取扱い) 5
○公共測量の実施		(監理課取扱い) 5
○道路の供用の開始		(道路維持課取扱い) 5
○指定管理者の指定 (3 件)		(都市計画課取扱い) 6 (建築課取扱い) 6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定		(大隅地域振興局取扱い) 6
	公 告	
○落札者等の公告 (2 件)		(広報課取扱い) 7 (県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い) 7
	選 挙 管 理 委 員 会 告 示	
○政治団体の名称等の公表		(選挙管理委員会取扱い) 8

規 則

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 1 号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則 (昭和39年鹿児島県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「 長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手
数料 」 を

「 管理者等が選任された場合における長期優良住宅
建築等計画変更認定申請手数料
長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手
数料
認定長期優良住宅の容積率特例許可申請手数料 」 に、

「 銃砲刀剣類所持許可申請手数料 」 を

「 銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料	」に、
「 猟銃及び空気銃の取扱講習手数料	」を
「 猟銃及び空気銃の取扱講習手数料 クロスボウ取扱講習手数料	」に、
「 国際競技用銃砲刀剣類所持許可申請手数料 銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料 銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料 猟銃又は空気銃の所持許可更新申請手数料	」を
「 国際競技用の銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料 銃砲等又は刀剣類の所持許可証書換え手数料 銃砲等又は刀剣類の所持許可証再交付手数料 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可更新申請手数料	」に、
「 年少射撃資格認定講習手数料	」を
「 年少射撃資格認定講習手数料 クロスボウ射撃資格認定申請手数料	」に改める。

附 則

この規則中別表第 1 の改正規定（

「 長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料	」を
「 管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認申請手数料 認定長期優良住宅の容積率特例許可申請手数料	」に改める部分に限る。）は令和 4 年 2

月 20 日から、その他の規定は同年 3 月 15 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第 47 号

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び面積	所有者等の氏名及び住所
3 - 1	令和 4 年 1 月 21 日	普通母樹林	すぎ	南九州市川辺町 下山田字梨子木 山 4721 番	340 本 0.1386 ヘクタール	遠見義隆 南九州市川辺町 下山田 5356 番地

3-2	令和 4 年 1 月 21 日	普通母樹 林	すぎ	南九州市川辺町 下山田字蛇野 4731番	150本 0.0953ヘク タール	遠見義隆 南九州市川辺 町下山田5356 番地
3-3	令和 4 年 1 月 21 日	普通母樹 林	すぎ	南九州市川辺町 下山田字蛇野 4733番	180本 0.0895ヘク タール	遠見義隆 南九州市川辺 町下山田5356 番地
3-4	令和 4 年 1 月 21 日	普通母樹 林	すぎ	南九州市川辺町 下山田字蛇野 4735番	180本 0.0900ヘク タール	遠見義隆 南九州市川辺 町下山田5356 番地
3-5	令和 4 年 1 月 21 日	普通母樹 林	すぎ	南九州市川辺町 下山田字蛇野 4736番	330本 0.1465ヘク タール	遠見義隆 南九州市川辺 町下山田5356 番地

鹿児島県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島郡十島村中之島字ケブシ77番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び十島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第49号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和 4 年 1 月 21 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成26年11月 4 日鹿児島県告示第1049号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
南種子町島間区域 (熊毛郡南種子町島間の地区)	(1) 主としてはえ縄漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業、主として建網

漁業を営む漁業又は小型定置漁業 (3) (1)から(2)までに掲げる漁業以外の漁業
--

鹿児島県告示第50号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和3年10月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日和産業（株） 鹿児島工場 7140001002355 （鹿児島市）	出水運輸センター（株） 7340001011708 （出水市）	ブロイラー肥育前期用配合飼料	まるは印配合飼料赤鶏スタート	令和 3.10	重金属－カドミウム，鉛	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料	まるは印配合飼料赤鶏仕上	3.10	重金属－カドミウム，鉛	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
マルイファーム（株） 木牟礼バイオマス工場 1340001011837 （出水市）	同左	麦ぬか・焼酎粕醗酵飼料	令和 3.3	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
マルイ食品（株） 野田工場 9340001011838 （出水市）	同左	チキンミール	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
志布志飼料（株） 志布志工場 1340001015004 （志布志市）	同左	フィード・ワンゴールドONE	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		フィード・ワンダインミック16S	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		まるは印配合飼料子豚スマッシュ	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		まるは印配合飼料肉豚スマッシュ	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		フィード・ワンナ	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗	無

		ンチク肉豚		繊維，粗灰分，カルシウム，りん	
(有)村川 江内事業所 6330002027969 (出水市)	同 左	指定配合飼料 No 1	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
マルイ飼料 (株) 飼料工場 7340001011831 (出水市)	同 左	大すう育成用配合 飼料マルイ印育成 大すう用	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		ブロイラー肥育後 期用配合飼料マル イ印元気ブロイラ ーSマッシュ	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		成鶏飼育用配合飼 料マルイ印成鶏用 フェーズ No. 1	3.10	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗 繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）那間南地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 縦覧期間
令和 4 年 1 月 24 日から同年 2 月 21 日まで
- 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第52号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 作業の種類 公共測量（数値撮影）
- 作業の期間 令和 3 年 12 月 17 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 作業の地域 鹿児島市，垂水市，薩摩川内市，曾於市，霧島市，伊佐市，始良市，さつま町及び湧水町（鹿児島空港制限表面区域）

鹿児島県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 4 年 1 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道	徳重横井鹿児島 線	鹿児島市犬迫町6352番 6 地先から同市小野町1352番 1 地先まで	令和 4 年 1 月 21 日

鹿 児 島 県 告 示 第 54 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 公の施設の名称
吹上浜海浜公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県地域振興公社
鹿児島市名山町 4 番 3 号
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

鹿 児 島 県 告 示 第 55 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第6条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 公の施設の名称
北薩広域公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県地域振興公社
鹿児島市名山町 4 番 3 号
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

鹿 児 島 県 告 示 第 56 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 公の施設の名称
県営住宅（大島郡与論町内分）
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
与論町
大島郡与論町茶花1418番地 1
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

大 隅 地 域 振 興 局 告 示 第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 1 月 21 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
企画室よんえる	鹿屋市大手町13番4号河合ビル200号	株式会社ライフデザイン	鹿屋市大手町10番14号	小杉 雅彦	令和4年1月1日	就労継続支援B型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年1月21日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
鹿児島県ホームページ作成支援システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部広報課報道企画係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年11月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
M I C・グローバルデザイン共同企業体
鹿児島市東開町4-104
- 5 随意契約に係る契約金額
53,790,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年1月21日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 原口優清

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線撮影装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市礼元一丁目8番8号
- 3 落札者を決定した日
令和4年1月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
アイティーアイ株式会社鹿児島支社
鹿児島市小松原二丁目5番地24号
- 5 落札金額
48,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年11月19日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体，法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体，法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体，法第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

令和 4 年 1 月 21 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鮎川浩一後援会	鮎川 浩一	鮎川 浩一	出水市五万石町 701	令和 3 年 12 月 15 日
内田みつひで後援会	石本 利夫	野元 久子	指宿市開聞川尻 5831	令和 3 年 12 月 15 日
川崎勝後援会	川崎 勝	川崎 勝	鹿屋市東原町 6827	令和 3 年 12 月 23 日
とがり地方創生研究会	尖 信一	竹脇 佳彦	志布志市志布志町帖 3586-1	令和 3 年 12 月 22 日
本気でチャレンジする鹿屋市民の会	中西 茂	久保蘭 東一	鹿屋市札元二丁目 3765-4	令和 3 年 12 月 13 日
前原かずゆき後援会	前原 和幸	前原 和幸	肝属郡肝付町南方 204-6	令和 3 年 12 月 22 日
南としひろ後援会	南 利尋	南 利尋	志布志市志布志町帖 9372	令和 3 年 12 月 9 日
両角里香後援会	來仙 隆洋	來仙 隆洋	出水市野田町下名 6909	令和 3 年 12 月 23 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党鹿児島県総支部連合会	柳 誠子	代表者の氏名	柳 誠子	川内 博史	令和 3 年 12 月 18 日
		会計責任者の氏名	福松 節生	片平 孝市	令和 3 年 12 月 13 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
米永あつ子後援会	大楽 みどり	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体	令和 3 年 12 月 16 日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
生き生き川内をつくる会	中村 憲志	代表者の氏名	中村 憲志	西畑 浩文	令和3年 12月27日
鹿児島島の未来をつくる会	富吉 雄二	会計責任者の氏名	彌常 雅章	徳永 鉄郎	令和3年 12月1日
夢ある明日をつくる会	五十嵐 博文	代表者の氏名	五十嵐 博文	堀 雄一	令和3年 12月18日

3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解 散 年 月 日
誠一会	いちき串木野市口之町 75-1	田畑 誠一	令和3年11月30日
田畑誠一後援会	いちき串木野市口之町 75-1	吉見 信行	令和3年11月30日
つるまる拓馬会	鹿児島市新屋敷町16番 422号（公社ビル）	岩元 耕兒	令和3年11月25日
尖信一後援会	志布志市志布志町志布 志258-5	尖 信一	令和3年12月22日
牧のりひさ後援会	大島郡伊仙町小島98の 2	牧 徳久	令和3年11月30日
南としひろ後援会	志布志市志布志町内之 倉3355-1	柳井 哲郎	令和3年12月9日

4 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	資金管理団体でなくなった年月日
田畑 誠一	誠一会	令和3年11月30日
尖 信一	尖信一後援会	令和3年12月22日